

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№491
2012・1・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03(5366)1131(代) FAX 03(5366)1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- 「『原発と人権』全国研究交流集会」を成功させたい…………… 米倉 勉
- 報告** 福島原発被害「知的にして沈着な怒りが求められている」…………… 広田次男
- 玄海原発—すべての稼働差止の新訴訟準備…………… 東島浩幸
- 脱原発1000万人署名共同行動の取り組み…………… 中島潤史
- 宮城県における特区構想・「復興」プロジェクトの問題点…………… 菊地 修
- 在日米海軍の上級軍属に対し賠償を命じる…………… 中村晋輔
- 横須賀米軍属による傷害致死事件

裁判員裁判の実相 20

- 覚せい剤密輸入事案の裁判員裁判をめぐって…………… 立松 彰
- 過労死企業名公表裁判・第一審勝訴判決…………… 立野嘉英
- 逮捕から25年目の再審開始決定…………… 吉川健司
- 福井女子中学生殺人再審請求事件



東京・浅草

『原発と人権』全国研究交流集会』を成功させたい

福島原発被害弁護団 幹事長 米倉 勉

福島原発事故は、福島県内はもとより、国内外に甚大な被害をおよぼしている。この事態に対して、私たち法律家は、さまざまな場面での対応と行動を求められている。

この事故は、巨大な「原発公害」だ。この未曾有の規模で引き起こされた公害に、私たち法律家は立ち向かわなければならぬ。かつて四大公害事件の闘争において叫ばれた「あやまれ、つぐなえ、なくせ公害」というスローガンは、この原発公害にも当てはまる。その実現が、今あらためて求められている。

◆ 地域社会の破壊―被害の実情

約一五万人に及ぶ住民が避難生活を強いられ、不自由な仮設住宅等で、今後の展望を示されない

まま不安な生活を続けている。これに対する賠償は、極めて不十分なまま先送りにされている。東京電力は、いまだにこの事故の責任を正式に認めようとせず、停止中の原発の再稼働を望んでさえている。国も、これだけ原発事故の危険性が明らかになっているにもかかわらず、全国の原発を停止させようとせず、さらに原発の「輸出」にまで意欲を見せている。

この公害の最大の特徴は、「地域社会の破壊」であることだ。生命と健康への被害を避けるために、住民がこぞって避難を余儀なくされたことは、それまで生活してきた地域社会を奪われ、積み重ねてきた事業・学業・家族生活など、あらゆる社会生活が崩壊してしまうことを意味する。このような重大なリスクを持つ原発は、人類の生存とは相容れない。私はそのように確信している。

◆ 法律家に求められている行動

このような中で、私たち法律家には、被害の救済と、被害の再発防止のための活動が求められている。被害救済には、現在も続いている被害の拡大防止も含まれている。何万人もの避難者・被害者が、事故後一〇カ月を経過しておお放置され、その精神的・経済的窮状は限界に達している。一刻も早い救済が求められているのである。

この社会的要求に応えるために、すでに多くの被害弁護団が結成され、活動を開始している。また原発からの脱却のためには、脱原発弁護団全国連絡会が組織された。青法協の会員も、すでに多数の全国の会員がこれらの行動に加わっている。

◆ 多くの理論的・実践的課題

しかし、被害救済の行動には、多くの理論的・実践的課題の検討と解決が必要となっている。前記のような「地域社会の破壊」という被害の救済には、従来の不法行為理論の枠組みだけでは不十分である。この巨大な被害に対し、そもそも金銭賠償主義は妥当しいのではないか。むしろ原状回復の考え方が必要であり、そのような政策の実施が求められる。また、金銭賠償によるしかない被害に対しても、それは原状回復に必要な完全賠償がなされるべきであって、賠償範囲の制約原理である、「損害の公平な分配」という趣旨による相当因果関係論や填補賠償論が、本件にそのまま妥当するとは思われない。ここでも既成の論理を開する、あらたな法理論が打ち立てられなければならないだろう。

また、そもそも放射線による健康被害がどのようなものであるのか、低線量被曝の影響、内部被曝の効果など、科学的説明が必要な課題がある。既成の「権威」による政府見解ではなく、真に科学的な研究成果が求められている。除染の技術や限界についても、科学的知見を抜きには、語るこ

とができない。
そして、原発の本質的危険性を明らかにし、そ

の差し止めや、廃炉を要求するための法理論と実践的方法も、早期に確立される必要がある。

◆ 研究と交流の場を

そこで、このような課題を研究・検討し、その成果をすべての弁護士、そして社会全体のものにするために、同じ問題意識と課題を共有する人々があつまり、交流する機会が必要である。

そこに期待されているのは、実務法律家である弁護士はもとより、放射線防護学をはじめとする自然科学者、経済学や社会学を研究する社会科学者、そして公害法や民法、行政法などの諸法を研究する法律学者の英知の結集である。そして、被害をみずから被っている被害者・住民の参加が、これを支えるだろう。

こうした要求を現実のものにするため、日本民主法律家協会、自由法曹団、日本国際法律家協

会、日本反核法律家協会、そして青法協弁護士会、同部会の五団体、日本科学者会議、日本ジャーナリスト会議の七団体を中心に、「『原発と人権』全国研究交流集会」の開催を決めた。広く多くの分野の研究者や実務家が所属する科学者団体に呼びかけ、被害の救済と再発の防止という目的のために結集することを求めている。時期は二〇一二年四月七日(土)～八日(日)、場所は福島大学を予定している。

福島原発被害弁護団の一員としてこの課題に取り組んでいる一人である私も、是非、この集会が成功し、多くの知見を得られることを期待している。会員のみならずにも、多くの方々がこの集まりに参加して、成果をあげるために協力していただきたい。

「原発と人権」全国研究交流集会

○日時 四月七日(土)午後二時半～八日(日)午後三時

○ところ 国立大学法人 福島大学 〒960-1296 福島県福島市金谷川一番地

「福島駅」よりJR東北本線「金谷川駅」下車 徒歩五分

常任委員会(水戸) 特別企画 報告

福島原発被害

「知的にして沈着な怒りが求められている」

福島 広田 次男

一 はじめに

福島原発被害については出発点を明確にする必要がある。言うまでもない事だが、東京電力株式会社(以下、「東電」という)を加害者とし、周辺住民を被害者とする公害である。その損害は、警戒区域(原発から二〇キロ圏内)においては被害地域社会の全面崩壊であり、被害住民が居住地で築き上げてきた。不動産とか営業基盤はもちろん、社会的信用、人的結合などの全面喪失である。その損害額の算定に際しては失われた社会の回復とともに、これからの人生を再構築するための費用といった要素も考慮されなければならない。

原発の冷温停止が未だ完全でない現時(二月九日)において、損害の全体像は遠く及ばないが、今のいわき市で問題となっているいくつかを以下に御紹介する。

二 教育ないし子どもの権利

事故から一カ月半あまりを経た四月二八日、いわき市立平第一小学校(いわき市では最大規模で、最古の伝統校)において、放射能問題についてPTA総会が開催された。総会の席で児童の親から「当時の国の安全規準に従い、校庭活動は無制約」

との教育方針に対する疑問が提出され、これに対して場所を変えた学年懇談会の席で学年主任は「国が安全と言っている規準を信じられない人は日本国民を辞めてもらう以外ない」「親が(国の発表する安全基準について)動揺すると子どもまで動揺する(だから親も国の安全基準を信じろ)」との趣旨発言がなされた。当時の平一小では、体育の授業の際には「国の偉い人の決めた(放射能)基準だから君たちも安全だ」と児童に話していた事も判明した。

これと対比する事が適当か否か疑問ではあるが「学童疎開」として提起されている問題がある。今のいわき市での子育てに不安を覚え、避難する親の気持ちは良く理解できる。他方、避難できない子どもがいる事実もある。避難する権利があるのは明白だが、避難しない権利(今の生活の継続、特に親と一緒に生活の選択権)の存在も明白である。

二つの相反する権利の存在だけでも難しい問題であるのに加え、子どもが少なくなった学校は維持が困難となり、ひいては地域社会が崩壊すると不安感を醸成する。公開される情報が、充分でない事が混乱に拍車をかける。どのような規準で、この問題を考えるべきものなのか容易に答えの出る状況にはなく、地域の分断と混乱が続いている。

三 廃炉問題

事故を起こしたのは福島第一原発一ないし四号機であり、第一原発の五・六号機、第二原発の一ないし四号機の運転再開は可能な状況にある。

事故から一週間後の三月一八日に、第二原発の立地町である楢葉町の町長は「第二原発の再開なくして楢葉町の復興はない」として第二原発の運転再開を求めた。原発立地自治体における原発依存度は著しいものがある。九月二五日付朝日新聞は原発を原因とする二〇年にわたる「寄付」が福島県では一九九億に達したと報じている。原発交付金、固定資産税などの法的収入の総額はさらに莫大なものとなる。原発の恩恵は行政はもちろん、住民の大半に行きわたっていた事は想像に難くない。福島県議会が反対「零」で脱原発を宣言したにもかかわらず、国、東電は第二原発の今後については、現在まで方針を明らかにしていない。私は、福島県の復興は雇用の増大なども含む「原発便益」との絶縁から始まると考えている。原発にともなうさまざまな便益は、立地町から原発抜き行政を進める能力と意思を奪い、住民から原発を主張する気力を奪ってきた。その意味で、原発便益は、地方自治と民主主義を圧殺してきた。被災地の一端に住む弁護士として、脱原発を

求める大きな世論を組織化したいと考え、工夫を重ねている。

四 損害賠償

被害者の損害を賠償するのは、国、東電の当然の責任である。事故から九カ月あまりを経た現時においても、賠償の具体的規準及びそのために必要な立証手続きの具体的方法が明らかでない。鳴り物入りで始まったADRにしても、「やってみないとわからない」事だらけである。

関東の会員の協力を得て、一〇月一六日に福島原発被害弁護団が結成された。弁護団は被害の聴き取りを重ねるなかで「海の家」「祭店」「保育園」「釣り船」などの事業グループごとの要求を組織化し、弁護団チームを発足させた。他方、弁護団は楢葉・富岡・大熊・双葉・浪江などからの避難民への対応に追われるとともに、損害論の確立作業に追われている。今後、損害論が確立されるならば、さらに多くの避難民からの要求に直面する事は目に見えている。多数の会員の協力を求める次第である。

五 まとめ

原発公害の被害の状況は、人により地域により

千差万別である。地域社会・生活全般を失った被災住民、日常生活は維持しているものの放射能曝露に脅え続ける住民、営業基盤は維持したが風評被害に悩まされる企業者等々、例示は限りなく続く。いずれにしても原発事故により、これまでの暮らしを奪われた人々である。その原因が、国により支えられてきた原発政策にあることは明らかである。その背景として、原発設置が福島県、特に浜通りと呼ばれる地域の貧しさの解消を目的としていたこと及び原発の維持・運営に際して、これら地域の人々に対して、「札ビラで口を封じる」行為が続いてきたことも明らかである。

今、もつとも必要なのは、このような背景事実はまだ眼差しを向けた、沈着な思慮に支えられた「怒り」ではないだろうか。今、このような「怒り」を奮い立たせ、鼓舞し、組織化することが、求められていると思う。

本稿は、二〇一二年二月二日・三日、茨城県水戸市で行われた青法協弁学合同部会第三回常任委員会での講演をまとめたものです。

玄海原発

すべての稼働差止の新訴訟準備

佐賀 東島 浩幸

1 三・一一の福島第一原発事故前において

は、玄海原発三号機のプルサーマル裁判（MOX燃料を使用して運転するなどという裁判）が提訴されていたが、玄海原発について九州の弁護士は訴訟や活動をしていなかった。

しかし、福島第一原発事故の未曾有の被害があり、「日本では苛酷事故は起こらないだろう」という甘い認識は吹き飛び、「安全神話」の虚偽性が明らかとなった。その後、六月になって、二〇〇九年における玄海原発一号機の脆性遷移温度（原子炉が中性子照射によって脆くなり、その温度以下の水を当てると割れる危険がある限界温度）が九八度まで上がっているとの報道に接した。

また、九州電力の「やらせメール」事件の発覚により、安全神話の虚偽性がより明らかとなった。

その中で、九州の弁護士の中で、福島第一原発の苛酷事故を受けて、脱原発の新しい訴訟をしようという動きがはじまった。

2 佐賀大学の豊島耕一教授（原子核物理学）を講師にした学習会からはじめて、弁護団

準備会を結成し（八月二日）、さらに佐賀大学前学長長谷川照氏（原子核理論）、熊本学園大学元教授・医師原田正純氏、滋賀大学前学長宮本憲一氏（地域経済学）などの研究者と、九州七県の弁護士会会長経験者各一名ずつを「呼びかけ人」として、「原発なくそう！九州玄海訴訟」準備会を結成した（九月二八日）。

現在、同訴訟の弁護団への参加は、現時点で九州各県から約一〇四名（実働約五〇名）となってお

り、弁護団の共同代表は板井優・池永満・河西龍太郎の三名の弁護士である。

3 同訴訟のコンセプトは以下のとおりである。

第一に、福島第一原発事故の未曾有の被害（空間的に広大・時間的に長期間・世代を超えた多数の人々の被害、生活・文化・地域・人間関係などを根こそぎに奪う被害）により、安全神話の虚偽性は明らかとなった。命を的にしての電力供給は必要ない。玄海原発を含む原発は安全とはいえないのであるから止めるべきである。

第二に、福島の事故は、国の原子力政策の結果である。同政策に基づき、安全神話を振りまいて、ついには福島第一原発事故に至った国・電力

会社・「原子力村」の学者らの責任を解明することが不可欠である。したがって、電力会社のみならず、国を被告にする訴訟とする。

第三に、原発の安全性の考え方を転換させる裁判とする。被害が甚大すぎるのであるから、いままでのような確率的安全性論を超える安全性の考え方を展開したい。

第四に、福島第一原発事故の被害実態をリアルに明らかにする裁判とする。その事実の重みによって、今までのように「日本では昔酷事故は起こらない」との神話をもとに形成された基準や考え方を転換することが可能となる。国は事故の被害を小さく見せかけようとしており、それを打ち破ることは重要である。

第五に、圧倒的多数の市民の支持により遂行される裁判とし、裁判によって運動を強化し、それによって裁判も社会的影響力を有するものとなる。国の基本政策を変えさせようという裁判であり、多数の力が必要である。そのため、最低でも四桁の原告数で提訴する。原告募集のキャッチフレーズは「真実を呼ぶ二万人原告の一人になってくだろい」である。

同訴訟は、以上のコンセプトのもと、被告を国と九州電力とし、請求の趣旨として、操業の差止と損害賠償(慰謝料)請求を求めらるものである。

4

一〇月二日の佐賀での市民集会を皮切りに原告の募集をしている。思想・信条・政治的立場・信教など一切問わずに個人で参加する形で、従前のどの脱原発関係者も参加できるようにしている。また、市民集会では、福島の被災者の方に報告をしていた。私たちは、その報告により、新聞等の報道では知りえない、根こそぎの被害の実情・子ども等の健康被害の危険・避難するか否かでの住民同士の対立などの実際の一端を知ることができ、福島の被害の実態を余すことなく訴訟上も明らかにすることが裁判に勝訴するためにも、福島の方々の救済のためにも必要であると決意を新たにした。

その後も、佐賀県・福岡県・長崎県・熊本県などで、脱原発の催しで訴えをしつつ、原告募集を

続けている。訴訟準備会で、二月三日の福岡での「さよなら原発二万人集会」にも参加し、テントブースの一つを提供してもらって宣伝もさせてもらった。

現在は、二〇一二年一月三日の最低四桁の人数での第一次提訴に向け、がんばっている。約一六五〇名の原告で第一次提訴することになり本当に幅広い人々の参加の手ごたえを感じている。

なお、当訴訟弁護団は、七月一六日に結成された「脱原発弁護団全国連絡会」にも加入しており、全国レベルでの情報交換と連携のもと、脱原発をめざしている。

また、川内原発についても新訴訟の準備が進められている。

岡山で会いましょう！

青法協弁学会合同部会第四回拡大常任委員会を開催します。今回は、六四期・新六四期の新入会員も参加していただく「拡大常任委員会」です。ぜひ、ご参加ください。

□とき 三月二日(金)午後二時から三日(土)正午まで

□ところ 会議 岡山弁護士会(電話 086-223-4401 FAX 086-223-6566)

宿泊 グランヴィアホテル岡山(電話 086-234-7000 FAX 086-234-7099)

*オプショナルツアーとして「直島ベネッセアートサイト」を行います。

青法協が運動の大きな架け橋に 脱原発一〇〇〇万人署名共同行動の取り組み

熊本 中島 潤史

一 青法協が架け橋となつての 共同行動

青法協熊本支部では、二〇一二年二月二十四日土曜日の午後一時より、熊本市内のアーケード商店街において、脱原発を訴える署名活動を行いました。

熊本県内では、さまざまな団体が脱原発の運動に取り組んでいるものの、必ずしも方針が一致しておらず、それぞれが別々に行動している状況です。これは脱原発の運動にとってマイナスであり、さらに大きな運動にするためには、各団体の共同行動が不可欠だと思われました。

そこで、熊本支部では、弁護士が主体である青

法協が架け橋となることで、各団体と共同行動ができないだろうかと考えました。

このとき、すでに「さようなら原発一〇〇〇万人アクション熊本県実行委員会」が、九月から毎月二回、熊本市内のアーケード商店街で脱原発の署名活動を行っていました。そこで、熊本支部では、この署名活動を共同で行うことから始めることにしました。

実行委員会の担当者からは、二月二十四日に共同で署名活動を行うことについて、快諾を得られました。

また、共同行動の一環として、水俣病の患者会である水俣病不知火患者会にも参加を呼びかけたところ、こちらも快諾を得られました。

二 マスコミの注目をどう 向けさせるか

しかしながら、問題はどやってマスコミの注目を向けさせるかでした。実行委員会の担当者の話では、最近の署名活動にはマスコミがほとんど来なくなっていたそうです。いくつかの案を検討しましたが、最終的には、青法協熊本支部の「のぼり」と、脱原発を訴える「横断幕」を出すことに落ち着きました。

当日は、熊本支部の会員一〇名と水俣病不知火患者会三名が集まり、実行委員会のメンバーとともに、署名活動と宣伝行動を行いました。チラシと署名用紙は実行委員会が用意したものを使い、



ハンドマイクを使った訴えでは、園田昭人会員や寺内大介会員などが次々と熱弁を振るいました。

全体的に通行人の印象は良く、あまり説明を要せずに署名に協力してくれたように思います。もつとも、署名に行列ができるということはありませんでしたし、当方の訴えに対して「原発がなくなら困るじゃないか」などと意見を述べてくれた方もいたらしく、この運動をより広げる必要性を強く感じました。

肝心のマスコミについては、三、四社が取材に来てくれました。テレビの取材こそなかったものの、通行人が署名する姿を写真に収めるなど、熱心に取材していただきました。そして、翌日の地元紙の朝刊には、写真付きで記事を掲載してくれました。青法協が共同行動した効果があったと実感しました。

このように、共同行動の第一弾としては、まずまずの成果を上げた署名活動でした。今後さまざまな団体と共同行動をとって、脱原発運動を大きなものにしていきたいと思います。

三 脱原発の運動を大きなものに

ところで、三・一一以降、先行する浜岡原発訴

脱原発を訴える青法協熊本支部ののぼりと横断幕(写真右)、ハンドマイクで訴え署名を呼びかける(写真左)

訟をはじめとして、全国各地で原発の操業差し止めを求める裁判闘争が呼びかけられています。九州でも、九州電力株式会社操業する玄海原発(佐賀県)と川内原発(鹿児島県)について操業差し止めの訴訟が準備中です。

特に、玄海原発については「原発なくそう!九州玄海原発訴訟」が一月三二日に佐賀地裁に提訴予定となっています。熊本県内でも原告を募集しており、その後に予定されている川内原発訴訟と合わせて、熊本県内から一〇〇名を超える原告を集める方針です。

このような大規模な運動を展開する必要があるのは、この訴訟が、一原発の停止にとどまらず、国に対して原発政策の根本的な転換を迫るものになるからです。

青法協が各団体の大きな架け橋となることで、このような大規模な運動につなげていきたいと思います。



宮城県における特区構想 ・「復興」プロジェクトの問題点

宮城 菊地 修

一 「はじめに」

宮城県の震災復興計画が、震災を奇貨として、いわゆる構造改革を宮城県で実現しようとするものであることは、以前指摘したとおりである。その特異性は、岩手県、福島県の復興計画と比較すると著しく際立っている。

特異性は宮城県震災復興会議の委員構成にも表れている。宮城県震災復興会議の議長は小宮山宏三菱総研理事長、副議長は寺島実郎日本総研理事長、そのほか地元宮城以外の人間ばかりが選出されている。地元から選出された委員はゼロ、わずかに東北大学から二名選ばれているだけである。要するに、地元の利益代表はゼロである。

議長は三菱総研、副議長は野村総研（さらに委員には野村総研常勤監査役も入っている）であり、このことは野村総研と三菱総研が手を組んで宮城県の復興計画を策定することを意味する。岩手県復興会議の委員が、たとえば岩手県漁協会長、岩手県農協会長、岩手県医師会会長、岩手県建築士会会長など全員地元選出の委員である（福島県も同じ）ことと比較するとその特異性は際立っている。

地元選出委員がないことの当然の帰結という

べきか、宮城県震災復興会議の第二回会議、第三回会議は東京で開催されている。一体この震災復興会議なのだろうか？ 村井宮城県知事は、委員構成について「地球規模で物事を考えていたただくためにあえて地元の方を選ばなかった」とのたまわっている。開いた口がふさがらないとはこのことである。

二 「水産特区」構想

「水産特区」構想は宮城県復興計画の目玉であり、政府の復興構想会議の提言にも盛り込まれた。この構想は、養殖等の沿岸漁業に民間企業を自由に参入させるものである。地元漁協に法律で優先的に認めている漁業権を「特区」方式での規制緩和によって企業にも同等に与え、自由な企業活動を認めようとするものである。

現行法においても民間企業は漁協の組合員になることにより活動することが認められている。しかし、「特区」構想はその枠を取り払い、漁場管理を複数化し競争させようとするものである。

漁業を投資対象としか見ない企業に自由な活動を認めるならば獲得だけ獲って、もうからなければ容易に撤退するなど資源管理上も地域社会にとっても混乱をもたらす。実際、過去に女川で銀サ

ケ養殖をしていた民間企業がもうからないと言つて簡単に撤退した実例がある。

漁業権は単に魚を「採る」だけの権利ではない。資源を一元的に管理することにより乱獲を防止し、県民に安定的な食料を供給し、多様な味の楽しみを可能にし、また環境・景観保全に資するものである。つまり、漁業権は全県民のものである。「水産特区」構想は利益優先の企業に自由な活動を保障し、弱肉強食を原理にすえる「構造改革」の一環である。

県漁協はこの「水産特区」構想に猛反対している。東日本大震災復旧復興支援みやぎ県民センターも全力をあげて実現を阻止したい。

三 被災地喰いものプロジェクト

私は弁護士としての仕事柄からも、悪徳商法、ヤミ金等人的弱みに付け込む輩は許せない。

いま被災地宮城県では被災地の弱みに付け込む被災地喰いものプロジェクトが目白押しであり、憤りに絶えない。

1 メディカルメガバンク構想

宮城県復興計画の最終案(二〇一一年八月十七日)で「ICTを活用した医療連携の構築」の中に

突然「東北大学を中心としたメディカルメガバンク構想等を踏まえ」の一文が追加された(パブコムが行われた二次案にはなかった)。

この構想は、医療情報のIT化の関連で、「ヒトゲノム産業」の開発(新たな医療の創造)をめざすというものである。

なぜ被災地かというと、被災地には三世代同居家族が多く、また近所に親族が住んでいて、かつ人口の移動が少ないという都会にはない格好の条件がそろっており、格好の研究対象だからである。要は、被災者を研究材料にするものに他ならない。この構想が実現すれば製薬企業に巨額の利益をもたらす。この構想は、現実に四九三億円の予算が計上されている。

いま、被災者が切望するのは、被災地における臨床医師の確保であり、地域病院の再建である。前記構想は、この被災者の願いを逆手に取り、被災者をあたかもモルモットのように扱うものであり、許せないものである。医療倫理上の問題点(ヘルシンキ宣言に抵触)も指摘されているところである。

2 「カジノ特区」構想

二〇一一年八月、仙台空港近くの名取市のある地区の住民が中心になって、名取市議会に対し

「カジノを含む国際観光拠点(仙台空港周辺リゾート構想)誘致を図るべく、国に対して働きかけを行っていただきたい」旨の請願がなされた。

その理由は、「復興するための基本は、国による被災地の買収(国有化)が最善かつ大前提であるのに、いまだに国や行政の明確な指針が示されず失望感すら覚えます。……そこで、……被災者の雇用機会の創出を実現するとともに、民間資本による被災地の買収や貸借による土地活用を図るため、カジノを含む国際観光拠点(仙台空港周辺リゾート構想)の誘致が不可欠と考えました」というものである。

確かに、国や行政の具体的な支援策がないまま苛立つ住民の気持ちはわからないではないが、その打開策が「カジノ特区」というのは飛躍がある。

実は、カジノ構想については二〇一〇年国会にこれを推進する議連ができており、全国的に場所を物色していたところである。名取の「カジノ特区」構想は、震災を奇貨として被災地に一気に実現しようとするものであり、まさに被災地喰いものプロジェクトである。このシナリオを描いている黒幕は野村総研、実戦部隊は日本PFI協会、国際観光戦略研究所と言われている。野村総研は無償で復興調査協力と言いつつ大儲けを企んでいる。

名取「カジノ特区」構想に対しては特定の地区の住民以外は皆反対で、市議会でも誰も実現するとは思っていない。そもそも、世界から見れば名取も原発事故があった福島も同じであり、世界から観光客が集まるとは思えない。案の定、前記請願は二〇一一年二月に取り下げられ、名取における「カジノ特区」構想騒ぎは幕を閉じた。

しかし、その後の情報によると黒幕たちは「カジノ特区」構想をまだあきらめたわけではないようである。今後、事態を注意深く見守り公になる前に息の根を止めたいと考えている。

ちなみに「カジノ特区」構想は、二つの国策にもとづいていることに留意が必要である。

ひとつは、二〇一〇年六月に閣議決定された新成長戦略で、その中にライフイノベーションの項目があり、メデイカルツーリズム、つまり海外の大金持ち相手の医療で立派なホテル・温泉・カジノといった観光をセットにし売りにする。宮城県で言えば、さしずめ温泉は松島、カジノは名取というところである。実際、神戸では実現されており、中国の大金持ちが美容整形のために神戸を訪れ観光がセットになっていると言ふ。

もうひとつは、二〇一二年六月に政府の復興構想会議の中で東北に医療工学特区を設けることが

謳われている。今回の名取の「カジノ特区」構想はこのような流れの中で位置づけられる(以上は、日野秀逸東北大学名誉教授の教示による)。要は、相手は本気だということである。

3 これ以外にも、「リニアコライダー」構想(史上最大の高エネルギー加速器。地下に埋められた四〇キロの直線トンネルで電子、陽電子の衝突実験を行う)、岩沼市の「医療特区」構想なども浮上しており、被災地喰いものプロジェクトが目白押しである(リニアコライダーについては岩手県の北上山地が第一候補のようである)。

4 財界や大もうけを企む者は被災地だからと言って情け容赦はしない。むしろ、被災地の弱みに付け込んでくる。

徹底したたたかひが必要である。



第14回人権研究交流集会報告集



2010年9月25・26日に札幌で行われた第14回人権研究交流集会の報告集(機関紙「青年法律家」号外)が発行されました。青法協弁学合同部会の活動の一つとして、司法修習生・法科大学院生・学生・市民などに広くご活用下さい(1部200円・送料別)。

好評
発売中

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL03-5366-1131 / FAX03-5366-1141

E-mail : bengaku @ seihokyo.jp

在日米海軍の上級軍属に対し賠償を命じる

— 横須賀米軍属による傷害致死事件 —

東京 中村 晋輔

一 刑事事件の概要

二〇〇六年二月二日午後六時四〇分ころ、在日米海軍司令部統合人事部の副部長である軍属が、ライブバー「バズ」において、客として来店していた中川勝美さん(当時七〇歳)を店外に押し出して、中川さんの後頭部を歩道上に強打させて、中川さんを脳挫傷兼頭蓋内骨折により死亡させたという傷害致死事件を起こした。

当該軍属は、当時GS-1四という一五階級あるうちの上から二番目にあたる上級軍属にありながら、米海軍の兼業禁止通達に違反してバーの経営をし、しかも事件当日、バーの開店準備をすべく横須賀基地内の職場を離脱して、勤務時間中の午後三時半からバーで飲酒をしていた。

横浜地方裁判所横須賀支部は、二〇〇七年九月二〇日、当該軍属に対し、懲役三年執行猶予五年に処する判決を言い渡し、当該軍属は控訴及び上告を申し立てたが、いずれも棄却され、傷害致死罪の有罪判決が確定した。

二 軍属と国を被告とする 民事損害賠償請求訴訟

二〇〇八年八月、中川さんの遺族の一人が当該

軍属と国を被告として、横浜地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起した。請求の根拠条文は、当該軍属に対するものが民法七〇九条、国に対するものが日米地位協定の実施に伴う民事特別法(いわゆる「民特法」)一条である。

国に対する請求については、在日米海軍当局が当該軍属によるバーの経営を黙認していたこと、バーが横須賀基地の正面ゲートの真向かいに位置し、米海軍関係者を相手とする店であったこと等から、本件不法行為が当該軍属の「職務を行うについて」(民特法一条)行われたものであるという法律構成(法律構成①)、及び在日米海軍当局が規制権限を行使せず、米海軍通達違反行為である当該軍属によるバーの経営の摘発を怠った上、事件当日も当該軍属によるバーの開店準備のための職場離脱を防止しなかったということについて、在日米海軍当局の監督権限不行使の違法性が認められるという法律構成(法律構成②)をとった。

三 審理中の在日米海軍と国による 事実を歪める動きと人証不採用

在日米海軍司令部は、当初、裁判所に対する調査嘱託回答書において、当該軍属の事件当日の勤務が午前七時半から午後四時までであったことが認証されているとしていた。ところが、原告側が

この回答に基づいて準備書面を陳述したところ、裁判所が頼みもしていないのに、在日米海軍司令部が追加回答書を裁判所に提出し、当該軍属は事件当日、年次休暇をとっていたとして当初の回答を一八〇度転換してきた。そして国は、当該軍属が年次休暇をとっていたのであるから、当該軍属が職場離脱をしたとする原告の主張は前提を欠いていると主張してきた。

これに対し、原告側は、当初の調査嘱託回答書を作成した日米海軍司令部法務部長及び当該軍属の直属の上司である在日米海軍司令部統合人事部の部長を証人として採用するよう裁判所に求めたが、いずれも採用されなかった。いずれの証人も、すでに日本を出国していたことが大きかったものと思われる。在日米軍関係者による事件の被害者側が米軍側の証拠をどのように取得していくか、とりわけ短期間で日本を出国してしまう米軍関係者に対する証人尋問をどのようにして実施するのかという点について再考する必要がある。

四 横浜地裁判決の内容

二〇一二年一月二四日、横浜地方裁判所第四民事部（鶴岡稔彦裁判長）は、当該軍属の不法行為責任を認め、当該軍属に対し約一三七〇万円の損害賠償金の支払いを命じた。当該軍属は、不法行

為責任そのものを争い、被害者側に過失があることを主張していたものの、裁判所は当該軍属の主張を全面的にしりぞけた。

裁判所は、国に対する請求については、原告の請求を棄却した。裁判所は、当該軍属の事件当日の勤務について、在日米海軍当局による調査嘱託回答の変遷は疑問が残らざるを得ないとした上、当該軍属が有効に休暇を取得していたと認めることは困難であるとして、当該軍属が勤務時間中からバーで飲酒をしていたとの事実認定をした。また、勤務時間外の米海軍の軍属には在日米海軍当局の監督権限がおよばないとする国の主張も明確に排斥した。裁判所は、規範定立や基本的な事実認定の面では、原告側の主張を採用したものと見える。しかしながら、前記法律構成①（職務執行性）については、在日米海軍当局が当該軍属によるバーの経営を黙認していたと認定するには根拠が不十分であるなどとして、本件不法行為が当該軍属の職務執行にあたって行われた行為であると認めることはできないとした。前記法律構成②

（在日米海軍当局の監督義務違反）については、当該軍属によるバーの経営の摘発が現実には可能であったと断定できるだけの事情は認められない、適切な勤務時間管理がされていれば当該軍属による結果回避が可能であったといえるか疑問であるなどとして、在日米海軍当局の監督義務違反を認め

なかった。

本件は軍隊の規律違反のオンパレードである事案であるにもかかわらず、職務執行性も在日米海軍当局の監督義務違反も認められないというのはあまりに不当な結論である。裁判所は、在日米軍人等による飲酒の上での犯罪が従来から深刻な問題として取り上げられてきた、飲酒が犯罪の原因となり得ることが十分に予見可能であったとの認定をしておきながら、「バーの経営規制に違反した軍人・軍属が客に暴行を振るい、死亡させるという事態は想定しにくいものであって予見可能性があるとは言えない」として高度の予見可能性を要求しているのは、原告敗訴という結論が先にあったからではないかと言いたくなる。

五 おわりに

弁護団としては今回の横浜地裁判決に大いに不満が残るものの、原告ご本人の意向により控訴申し立てをするには至らず、判決はすべて確定した。今回の横浜地裁判決は、二〇〇六年二月三日の米海軍空母キティホーク乗組員による強盗殺人事件についての横浜地裁判決（二〇〇九年五月二〇日）を前進させる内容もあったと言える。みなさまにおかれては、在日米軍関係者による事件の被害救済のために引き続きご支援をいただきたい。

覚せい剤密輸入事案の 裁判員裁判をめぐるって

千葉 立松 彰

二〇一二年二月の常任委員会において、「裁判員制度の三年後『見直し』に向けた提言」が承認された。当初、本稿では、この提言に関連した論稿を予定していたが、これを変更して、一審の無罪判決で注目を集めている覚せい剤密輸入事案について、千葉地裁、東京地裁そして大阪地裁における合計六件の無罪判決について、判決後の控訴審等の動きも合わせて紹介したい。

一 千葉地裁三件の無罪判決

最高検提供の資料によると、裁判員制度の発足から二〇一二年二月三〇日までの千葉地裁における起訴件数は五一八件のところ、覚せい剤密輸入事犯は二二三件と約四七%を占める。この二二三件のうち三件が無罪判決であった。いずれも否認事件である。

(1) 最初の無罪判決(二〇一〇年六月三日)

① 全国的にも初の全面無罪判決として大きく

報道された。会社役員の日本人男性が、マレーシアから成田空港にチョコレート缶三個(以下、本件缶という)の中に入れた覚せい剤約一キログラムをポストンバッグの中に隠し国内に持ち込もうとしたとして起訴された事案である。

判決は、「本件チョコレート缶を受け取った際、違法薬物が隠されているかもしれないと思つた事実は認められるものの、手荷物として預けられるまでの間に、その不安が払拭されたという被告人の言い分は排斥できないから、本件チョコレート缶に違法薬物が隠されていることを知っていたこ

とが、常識に照らして間違いないとは認められない」とした(本紙No.四七五号参照)。

② 検察官控訴を受けた控訴審において、検察官は新たに計二八点の証拠を請求したが、東京高裁は、原審で検察官が撤回していた被告の供述調書(四通)を職権採用した。東京高裁は二〇一二年三月三〇日「被告人はチョコレート缶に覚せい剤が隠匿されていることを認識しながら本国に持ち込んで来たものと認めるのが相当」とし、原判決を破棄し有罪を言い渡した(懲役一〇年、罰金六〇〇万円)。

③ これに対し、弁護人が上告していたところ、二〇一二年二月一八日付新聞報道によると、最高裁第一小法廷は、二〇一二年一月一九日に弁論を開くことを決め当事者に通知したとされる。事実誤認を理由に無罪判決が言い渡されるのではな

いかとの見方が強いが、破棄差戻しにとどまるのではないかとの意見もある。いずれにせよ、覚せい剤の認識の有無についての事実認定のあり方、裁判員制度における控訴審のあり方、証拠の職権採用の是非等、各方面に与える影響は大きいと思われる。

(2) 第二号の無罪判決(二〇一二年六月一七日)

① 英国籍のウガンダ在住の自称地質学者が、覚せい剤約二・五キログラムを細工したスーツケースに隠し入れて成田空港に密輸入したとして起訴された事案である。判決(要旨)は、「被告人の供述には、本件スーツケースに本件覚せい剤を隠匿して用意する準備期間が短いこと、本件スーツケースの入手経緯等からは覚せい剤密輸組織が覚せい剤を回収することが困難であることなど、不自然な点が散見され」るものの、「被告人が本件スーツケースに覚せい剤を含む違法な薬物が収納されていることを認識していたことが、常識に従って間違いないとは言えず、なお疑いの余地が残るといわざるを得ない」。したがって、「犯罪の証明がないこと」から無罪とした。

② 検察官控訴を受けた控訴審の第一回公判が

二〇一二年二月に開かれた。東京高裁は検察官

裁判員裁判の実相

20

による新たな証拠申請を却下したが、被告人からあらためて事情を聴きたいとの意向で、二〇一二年一月下旬に予定されている第二回公判に被告人質問を行うこととし、裁判所を含めて各当事者に尋問時間が一時間与えられたという。

(3) 第三号の無罪判決(二〇一二年二月九日)

会社員の日本人女性が、ドバイ国際空港から覚せい剤約一・二キログラムを密輸入したとして起訴された事案である。被告人は、一緒に旅行していた交際相手のナイジェリア人男性が別のスーツケースに荷物を詰め替えたため、覚せい剤が入っていることは知らなかったと主張。

判決は、「運び屋の役目を担わされている可能性まで思い至らず、持ち込んだ可能性は否定できない」、「スーツケースを日本に持ち込む経緯と、税関職員とのやりとりから『違法薬物などが入っていたとの認識を断定することは困難』とした。なお、このナイジェリア人男性は証人として公判に出廷している(なお、同人については立件されていない模様)。

二二月二〇日検察官は控訴した。

二一 東京地裁二件の無罪判決

(1) 最初の無罪判決(二〇一二年二月二四日)

① 中国籍の男性が、香港から日本に覚せい剤

約四・五キログラムがダンボール箱で密輸入された際、日本での「受け取り役」になったとして起訴された事案である。判決は、「犯行態様や偽装工作等に関して検察官が主張する被告人の覚せい剤の認識の存在を基礎付ける間接事実の存否に疑義があったり、その推認力に限界がある」こと、「被告人の供述には不自然、不合理な点がないわけではない」が、「来日の目的や本件郵便物を受け取った経緯など本件の核心部分について被告人が述べるところは、逮捕当初からほぼ一貫し、内容も直ちに虚偽と断じられるものとは言えないこと等を指摘し、無罪とした(『季刊刑事弁護』No.六七参照)。

② 本件は控訴されず確定している。

(2) 第二号の無罪判決(二〇一二年七月二日)

① メキシコ国籍の男性が、メキシコから日本に覚せい剤約六キログラムがダンボール箱で密輸入された際、日本での「受け取り役」になったとして起訴された事案である。新聞報道によると、被告人は、「犯罪組織関係者に脅されて日本での荷物の受け取りを指示されただけ」と主張。判決は、被告が犯罪組織と交わしたメールの内容から「被告に共同して輸入する」という意思があったとは推認できず、中身も知らされていない」と判断したとされる。

② 検察官控訴を受けて東京高裁は、二〇一

年二月八日原判決を破棄し有罪とした(懲役二年、罰金六〇〇万円)。新聞報道によると、高裁判決は「被告は犯罪組織から日本での連絡用のパソコン、航空券、二千ドルの現金を受け取っており、組織関係者と連絡を取りながら行動していた」として共謀を認めたとされる。

三 大阪地裁における無罪判決

(二〇一二年一月一八日)

① 被告人は、来日して約二〇年になるイラン

人であり、スーツケースに隠した覚せい剤約四キログラムをトルコのイスタンブールから関西空港に持ち込もうとした「運び屋」ほか数名と共謀したとして起訴された事案である。

判決は、本件犯行を被告人から持ちかけられたとされる共犯者(すでに有罪が確定している)の供述の信用性を否定するなどした上で、「被告人が本件の共犯であることについて疑うべき事情が少なからず存在するとはいえ、いずれも確たるものではなく、このようなものを総合考慮しても、被告人の共犯性について合理的疑いを容れないほ

どの立証がなされているとみることとはできない」として無罪とした(本紙No.四七二号参照)。

② 検察官控訴を受けた控訴審の公判が二月に行われ、判決が二〇一二年三月に予定されているという。

過労死企業名公表裁判・第一審勝訴判決

大阪 立野 嘉英

一 勝訴判決

二〇一二年二月二〇日、大阪地方裁判所第七民

事部(裁判長・田中健治)は、脳血管疾患及び虚血性心疾患等に係る労働者災害補償保険給付の支給請求(いわゆる、過労死の労災申請)に対し、支給決定を下した事案につき、各労基署が、

その処理状況を記載した「処理経過簿」のうち「法人名」記載部分を不開示とした処分を取り消すという判決を下しました。過労死を生じさせた企業名の公表を命ずる判決は、これが初めてであり、

過労死を防止するという観点からも画期的な判決といえます。

しかし、国は控訴をしてみましたので、引き続き過労死企業名の公表を求めるたたかいは続きます。

一 過労死企業名の公表の意義

過重労働によりある労働者が不幸にも脳・心臓疾患を発症して死亡に至った場合、その企業その他の労働者も同じように過重労働を強いられる可能性が高いといえます。

このように発症の原因である過重労働を強いられている状態は、たとえば石綿(アスベスト)への曝露と同じように、労働者の生命に対する危険因子であるといえるでしょう。

そして、過労死事件で労災認定を得たり、民事で損害賠償を勝ち取ったとしても、過労死を出した企業の職場環境の見直しにフィードバックされていないケースが多く、過労死再発の危険性が高い職場があります。

労働者から最も尊い生命を奪う働かせ方をした企業は、再発防止策を講じる義務を負っているはずです。

他方で、一人一人の労働者は弱い存在であり、過労死の危険因子である過重労働の改善のために

は、その企業の経営者・労働者による労使交渉はもちろん、市民による企業への社会的監視が不可欠です。

また、求職者が就職するにあたっては、その企業が過労死を生じさせたことがあったか否かは企業の善し悪しの判断に重要な情報にもなるでしょう。

そこで、全国過労死を考える家族の会代表で、自身も夫を過労自殺で亡くされている寺西笑子さんが請求人となり、二〇〇九年三月五日、過労死の労災申請事案について労基署が作成する「処理経過簿」に記載された企業名の開示請求を行いました。

三 大阪労働局の不開示決定とその理由

大阪労働局長は、同年四月三〇日、前記企業名について不当にも不開示とする決定を下しました。

具体的には、企業名に該当する箇所については墨塗りされた処理経過簿しか開示しませんでした。不開示決定の主な理由は、①企業名は個人識別情報であり、個人のプライバシーを害する、②仮に個人識別情報でなくとも、人の生命、健康、生活、財産を保護するため、公にすることが必要

であると認められる情報には該当しないというものでした。

四 情報公開請求訴訟の提起

寺西笑子さんは、この不開示決定に対し、同年六月二十九日、厚生労働大臣に審査請求をしました。その裁決をまたずに、同年二月一八日、国を相手取り不開示処分取消訴訟を提起しました。

五 訴訟における争点と裁判所の判断の概要

(1) 国は、訴訟においても、企業名が個人識別情報であることを挙げ、被災者の近親者や、地域住民等の保有する情報と照合すれば被災者個人が特定されると主張していました。

これに対し、原告側は、個人が識別される情報か否かは、一般人が通常入手し得る情報と照合して個人が特定されるか否かを基準とすべきであると反論していました。

そして、裁判所は、前記の当方の主張をほぼ全面的に採用し、個人の識別可能性は、一般人を基準とすべきであり、一般人が通常入手し得る情報と照合しても、企業名から被災者個人が特定されることにはならないとの判断を示しました。

(2) また国は、訴訟において、あろうことか、企業名の公表によって、事業者にとつて労働者の新規採用や他企業との競争上の地位などの正当な利益を害するおそれがあると主張してきました。

そもそも、大庄事件の高裁判決の中でも「至高の法益」といわれた労働者の生命・健康を害してまで守るべき利益など「正当」といえないことは明らかですし、過労死が二度と生じないように労働環境の改善をはかったことを公に説明することが、市民・労働者からの信用を得て真に正当な競争上の地位を得ることができるといふべきでしょう。

裁判所も、仮に一定の社会的評価の低下が生じたとしても、そのことがただちに当該企業が取引先からの信用を失うものとは認められず、抽象的な可能性に過ぎないと判断しています。

(3) さらに国は、訴訟において、過労死を生じさせた企業名が公表されると、企業が広く社会に知れわたる可能性があることを危惧し、積極的な情報提供をせず、非協力的な対応となり、被災者に関する広範かつ詳細な調査が実施できないことにより、迅速な労災認定が困難となると主張していました。これについては、国は主任労災補償監察官の同旨の陳述書まで提出してきたのです。

しかしながら、そもそも労災保険法は、行政庁に強制調査権限を与えて、これに従わない事業主

に罰則規定を設けているのであって、事業者が、強制調査や罰則を恐れて任意調査に応じるようにして実効性を担保しています。

これについても、裁判所は、企業名の公表から、事業者が調査に対し非協力的になり、労災保険事業の適正な遂行に支障が生じるという蓋然性が存するものとはいえないとの判断を示しました。

六 結審期日での寺西笑子さんの意見陳述

この裁判は、二〇一二年七月二日、原告として寺西笑子さんの意見陳述が行われて結審をしました。寺西笑子さんの意見陳述では、過労自死により愛する家族を失った遺族として、過労死・過労自死により一人も命を失ってほしくない、深い悲しみの底へ突き落とされる遺族をこれ以上生み出してはいけないという強い想いが語られました。

たとえば、過労死の労災認定を勝ち取ったり、民事賠償を得たとしても、そのことにより愛する者が戻ってくる訳ではない。過労死事件に取り組み弁護士として、この当たり前の事実を痛烈に再認識させられた意見陳述でした。寺西さんの意見陳述は、今回の判決に大きく影響を与えたものと思います。

七 過労死企業名を集計・公表する制度の構築に向けて

厚生労働省職業病認定対策室に確認したところ、同省が全国の労働局・労働基準監督署から集計しているデータとしては、毎年同省が発表している労災補償状況の統計データ以外にはなく、本省として全国における過労死を生じさせた企業名を把握していないことです。

過労死・過労自殺の労災認定が出された企業を全国的に集計・把握しておくことは、企業名の公表の前提としてだけでなく、過重労働対策の政策・行政指導の運営のためにも重要ではないでしょうか。

本訴訟を、国に全国における過労死労災認定が出た企業名を把握・集計させ、これを公表させる制度の構築に向けた運動の契機として考えています。



逮捕から二一五年目の再審開始決定

— 福井女子中学生殺人再審請求事件

北陸 吉川 健司

二〇一二年二月三〇日午前九時三〇分、名古屋高裁金沢支部において「主文 本件について再審を開始する」と記載された決定書が、弁護団に渡されました。前川彰司さんとその家族が長年待ち続けた決定でした。

以下、事件発生から今回の再審開始決定までの道のりについて、ご報告します。

一 異例な裁判の審理経過と確定判決の証拠構造の脆弱性

(1) 事件発生は、一九八六年三月二十九日夜です。福井市内の市営住宅の一室において、そこに住んでいた女子中学生(当時一五歳)が、何者かによって殺害されました。事件当日はその女子中学生の卒業式の日でもありました。

事件発生から一年以上経過した一九八七年三月二十九日、前川さん(当時二〇歳)が逮捕されました。しかし、一九九〇年九月二六日の第一審判決は無罪でした。

ところが一九九五年二月九日、控訴審において懲役七年の逆転有罪判決が言い渡され、一九九七年二月二日、上告も棄却されました。

(2) この裁判は、第一審の審理から異例なものでした。

異例なことの一つは、検察官が、供述調書を一切開示しないまま、検察官立証のための証人尋問を請求したことです。その後、ある程度の供述調書が開示された結果、関係者の重要な供述の変遷が明らかになり、検察官が不利な証拠を隠そうとしたことが明らかになりました。そのような経緯もあり、第一審は無罪となりました。

また、控訴審判決(Ⅱ確定判決)は逆転有罪でしたが、この控訴審判決の異例なところの一つとして、弁護人が主張していないにもかかわらず、前川さんが心神耗弱状態であったとして懲役七年に減軽したことがあります。さらに、有罪判決であるにもかかわらず、裁判所が職権勾留を行わなかったことも異例でした。それらの理由は不明ですが、仮に、控訴審の裁判官自身が有罪の結論に自信がなかったために、心神耗弱を認定し、職権勾留をしなかったたのであれば、裁判官は「疑わしきは被告人の利益に」の原則をどのように理解していたのかと思わざるを得ません。

(3) 控訴審判決の内容自体も極めて問題の多い判決でした。そもそも、前川さんと犯行を結びつける物証も自白もありません。ただ、関係者の「事件発生後、前川さんの服に血痕が付着してい

るのを見た、前川さんの犯行告白を聞いた」旨の供述があるだけです。ところが、控訴審判決は、関係者の供述変遷は些細なものであり、「事実の核心に関する供述内容の大要は一致していて、全体としては信用性を認めることができ」として、有罪としました。

すなわち、控訴審判決は、変遷のある供述証拠だけに基づいて前川さんを有罪としており、根本的に脆弱な証拠構造を抱えていました。

一一 再審請求審における審理経過

(1) 二〇〇四年七月二五日、弁護団は名古屋高裁金沢支部に再審請求を行いました。

(2) この事件では、客観証拠及び供述証拠それぞれについて膨大な未開示証拠の存在が明らかでした。そのため弁護団は、再審開始決定のためには証拠開示が必要不可欠であると考え、裁判所に對し、当初から、繰り返し証拠開示命令を出すことを求めました。何通もの証拠開示命令申立書を提出し、三者協議において証拠開示の必要性についてのプレゼンテーションを行いました。

その努力が実り、二〇〇七年九月七日、裁判所は、検察官に對し、弁護人が存在を主張する客観証拠の存否について明らかにするよう勧告し、二〇〇八年二月一八日には、検察官が存在すると回

答した客観証拠の開示を勧告しました。その結果、膨大な物証、鑑定書、実況見分調書等が開示されました。

さらに、二〇〇九年一〇月一三日、裁判所は、弁護団が開示を求めた関係者の供述調書のうち、一部の関係者の供述調書の存否について明らかにするよう勧告し、同年一月二日、検察官が存在すると回答した供述調書を弁護団に開示するよう勧告しました。その結果、二九通の供述調書が開示されました。

(3) 弁護団の再審請求における主張の概要は、①被害者の身体に、犯行現場に残された二つの凶器ではできない創傷があり、第三の凶器が存在すること、第三の凶器は犯人が持ち帰ったことが明らかであるのに、前川さんの周辺から第三の凶器が発見されておらず、前川さんは犯人ではないこと、②前川さんが犯行現場への往復に使用したとされるスカイラインのスピーカーカバーから、被害者とは別人が事件の一年前に付着させた血痕が発見されているのに、関係者が血痕付着を目撃したと供述したダッシュボードからはルミノール反応がなく、実験によれば血痕付着後長期間経過してもルミノール反応がなくなることはないのので、前川さんの衣服に血痕が付着していたという関係者供述は信用できないこと、③犯行現場の状況から推測される犯人像は、確定判決の、シンナーの

影響により心神耗弱状態に陥った犯人が犯行に及んだという認定とかけ離れていること、④関係者供述は同時期に同内容に変遷することを繰り返し返しており、取調官の誘導が明らかであり信用できないこと、というものです。

弁護団は、開示された証拠に基づき、①②③を補強する法医学鑑定書を提出し、④についても開示された供述調書により主張を補強しました。一方、検察官も、新たに法医学鑑定書を提出しました。

これを受けて、裁判所は、二〇一二年一月七日と二〇日、法医学者の証人尋問を実施しました。そして、三月初旬に最終意見書を提出して、冒頭に述べたとおり、一〇月三〇日に再審開始の決定が出されました。

一二 開始決定の概要

今回の再審開始決定の概要は次のとおりです。

まず、①について、弁護団の提出した法医学鑑定書等の新証拠により、被害者の創傷はすべて現場に残された凶器のみで成傷可能であるという確定判決の認定には動揺が生じており、検察官の提出した法医学鑑定書及び法医学者の証言を踏まえても、被害者の創傷が現場に残された凶器のみで成傷可能であったとはたやすく認められず、その

可能性を考慮しても現場遺留の凶器のみで被害者の創傷が形成可能であったとの確定判決の判断には合理的疑問があり、新証拠には証明力があるとなりました。

また、②について、弁護団の提出した法医学鑑定書等の新証拠により、確定判決が依拠した関係者供述の、スカイラインのダッシュボードに血液が付着していた事実について合理的な疑いが生じており、検察官の提出した法医学鑑定書及び法医学者の証言を踏まえても、反応が起こらない例外的な場合に該当するとの説明は容易には信用できず、その可能性を考慮してもダッシュボードに血液が付着していたという確定判決の事実認定には疑問が生じているとしました。

さらに、③について、弁護団の提出した法医学鑑定書等の新証拠により、犯行態様には、合理的で、高度の思考能力を備えた犯人により実行されたと考えなければ説明のつかない点が多く、確定判決の、前川さんと犯人像が大きく外れないという認定は維持できない蓋然性が生じているとしました。

しかし、④については、開示された供述調書について、新証拠としての証明力が認められず、異議審における課題となっています。

その上で、新旧全証拠を総合評価して、前川さんと犯人とを結びつける根拠となる客観的事実は

一切存在せず、前川さんが犯人であるとの認定には至らない蓋然性が高度に認められ、前川さんが本件事件の犯人であると認めるには合理的な疑いが生じており、新証拠の明白性が認められるとしました。

四 今後の展望

二〇一二年二月五日、検察官は、弁護団からの異議申立をしないようにという要請を無視して、



▼昨年は相変わらずの仕事モードの中であったが、トヨタ交通安全センターで一日講習を受ける機会があった。▼教習所

でもやらないような死角の確認、高速フルブレーキング、緊急危険回避、低ミュー路ブレーキングなどかなり面白かった。中でも最も興味深かったのは、低ミュー路での走行である。▼低ミュー路は雪道やアイスバーンと同じくらい滑りやすくなっている路面で、直進のものとワインディングコースがある。前者では、ABSのありなしを切り替えて、制動の違いを体験した。▼十年ほど前に冬の山

異議申立を行いました。前川さんの逮捕から二四年間が経過しており、二〇一二年一月時点で前川さんは四六歳、お父さんは七八歳です。お二人の年齢を考えると、このような引きのばしともいえる検察官のやり方は許せるものではありません。今後は、異議審において、今回の再審開始決定の正当性を明らかにして、一刻も早い再審開始決定の確定と再審公判における無罪判決確定をめざして、全力を尽くす決意です。

会員の皆様のご理解、ご支援をお願い致します。

道の下りで車(チェーンなし)をスリップさせてしまい、運良くダムへの転落はまぬがれたがソアラを潰してしまった経験があったので、あの時どうすれば良かったのかを知る上でも興味深かった。▼このときの体験では、ポンピングブレーキよりも、ゆっくり調整しながらブレーキを踏み込んだ方が制動距離は短くなった。ABSありはそれ以上に短く止まることができた。ワインディングコースでの走行ではドリフト走行を楽しんで終わってしまったが、ABSやECSの凄さを実感できた。▼冬山自損事故以来、妻から車を禁止されているが、粘り強く交渉をしていきたい。(高木宏行)